



セカンドオピニオン

株式会社群馬銀行

2022年6月10日

ぐんぎん SLL フレームワーク

ESG 評価本部

担当アナリスト：西元 純

格付投資情報センター（R&I）は、群馬銀行が策定した融資フレームワーク「ぐんぎん SLL」が「サステナビリティ・リンク・ローン原則 2021」（以下、SLLP）¹及び「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」（以下、GL・SLL ガイドライン）²に対して総合的であることを評価した。オピニオンの構成は次の通りである。

■オピニオンの構成

1. オピニオンの位置づけ
2. 「ぐんぎん SLL」推進に係る群馬銀行のサステナビリティ方針
3. SLLP 及び GL・SLL ガイドラインに対する整合性について
 - (1)KPI の選定
 - (2)SPTs の設定
 - (3)ローンの特性
 - (4)レポーティング
 - (5)検証
4. まとめ

¹ ローン市場協会（LMA）、ローン・シンジケート・アンド・トレーディング協会（LSTA）及びアジア太平洋ローン市場協会（APLMA）の3者が策定

² 環境省が策定

1. オピニオンの位置づけ

群馬銀行は群馬県を主力営業基盤とする地方銀行で、栃木県や埼玉県でも一定の基盤を持つ。本拠地のある群馬県では預貸金でトップシェアを有し、強固な営業基盤を持つ。群馬県での市場地位の高さから、県内における金融インフラとして果たす役割は重要で、グループの事業活動が地域社会に与える影響も大きい。

群馬県は県内総生産や法人数、人口が全国の1%台半ばを占め、経済規模が比較的大きい。産業構造をみると全国平均に比べ輸送用機器など第2次産業の構成比が高く、工場立地件数は全国上位の水準にある。地勢の面では2000m級の山岳や尾瀬等の湿原のように自然豊かな地域でもある。一方、工場が多いという産業特性を踏まえると、工場から排出される温室効果ガスの削減は地球温暖化対策という点で重要なテーマとなっている。気候面でも群馬県の年平均気温は100年当たり2℃の割合で上昇しているほか、「令和元年東日本台風」や「令和2年7月豪雨」にみられる降雨被害も増加しており、その対応も課題となっている。

群馬県では環境課題を強く意識し、2011年の「群馬県地球温暖化対策実行計画」（2015年に改定）を経て、2021年に新たな地球温暖化対策の展開を目的に、県内の温室効果ガス排出量の現状や県民の意識、従来からの施策の実績や効果等を踏まえた「群馬県地球温暖化対策実行計画2021-2030」を策定した。現在、『脱炭素社会』の実現に向けた、豊かで持続可能な群馬県を2040年の将来像として設定し、温暖化対策と経済成長を両立させ脱炭素・循環型社会を実現し、持続可能な自律分散型社会を構築することを目指している。

群馬銀行は企業理念に「地域社会の発展を常に考え行動することこれが私たちの事業です」と掲げる。地域社会への貢献を念頭に置いた事業活動の推進を通じて、持続可能な社会の実現と経済的価値の創造を目指す「群馬銀行グループSDGs宣言」を2019年に制定した。同宣言の重点課題と取組方針では群馬銀行が事業活動を通じて特に貢献が可能なテーマとして、「地域経済の持続的発展」と並んで「地球環境の保全と創造」も掲げている。環境と社会の両面からの地域貢献を目指す群馬銀行の経営方針及び戦略の方向性は群馬県の取り組みとも合致する。

本フレームワークは主に群馬県に根差した地域金融機関として、環境に焦点を当て金融の面から地域企業の事業活動を支える目的で策定されている。幅広い事業者が本フレームワークに基づく融資を利用できるよう、SLLPやGL・SLLガイドラインの趣旨を念頭に中堅・中小企業が取り組みやすい内容で設計している。

R&Iは本フレームワークがSLLPやGL・SLLガイドラインに対する整合性³について、また融資制度を実施する体制が準備されているかに関して第三者評価を提供する。


群馬銀行グループ SDGs宣言
 (GB Sustainability Policy 2030)

私たちは、地域社会の発展を常に考えた事業活動の推進を通じて、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に貢献し、持続可能な社会の実現と経済的価値の創造に努めてまいります。

<重点課題と取組方針>

1. 地域経済の持続的発展

- 地域の事業者の皆さまの成長支援や、地域活性化に向けた取組みを充実させるとともに、お客さまの多様なニーズに応じた金融サービスの提供により、地域経済の持続的な発展をサポートします。
- 次世代の担い手を育成するため、地域の皆さまの金融リテラシー向上に向けた金融経済教育の充実や、持続可能なインフラ構築に向けた地域産業のイノベーション支援に取り組みます。






2. 地球環境の保全と創造

- 環境保全や美しい環境の創造に取り組むお客さまの支援や、私たちの事業における環境負荷の低減に努めるとともに、気候変動対策の充実に取り組みます。






3. 多様な人材の活躍推進

- 女性や若年層、シニア層などすべての職員が生き生きと活躍できる職場づくりに向け、役職員の多様性を高め、その活躍に向けた育成や柔軟な働き方の実現に取り組みます。



4. パートナーシップの推進

- 地方公共団体や法人、個人のお客さまなどのパートナーシップにより、地域全体で持続可能な社会の実現に向けて取り組みます。





(2019年2月25日制定、2022年4月1日改定)

³フレームワークの骨格や考え方、業務プロセス・融資の実施体制を確認し、SLLPやGL・SLLガイドラインの趣旨に沿った内容でフレームワークが設計されているかについての意見である。

3. SLLP 及び GL・SLL ガイドラインに対する整合性について

R&I は群馬銀行の融資フレームワーク「ぐんぎん SLL」を対象に、SLL を構成する 5 つの要素（KPI の選定、SPTs の設定、ローンの特性、レポート、検証）について SLLP の確認事項（「べきである」として履行を求める項目）を充足しているかを確認した。GL・SLL ガイドラインに関しては、同ガイドラインが挙げる SLL が備えることを期待される基本的事項（「べきである」事項）を SLLP の確認事項と対応付けて、充足の程度を確認した。

SLL を構成する 5 つの要素について、「ぐんぎん SLL」は SLLP の確認事項及び GL・SLL ガイドラインにおける期待される基本的事項の一部について、完全に満たす内容になっていないが、全体的として SLL を通じた借入人のサステナビリティ向上を促す内容で設計されている。R&I は評価対象のフレームワークが SLLP や GL・SLL ガイドラインに整合していると評価した。

(1) KPI の選定

① 選定される KPI

中期経営計画で掲げる脱炭素化社会の実現と関連付け、KPI は「温室効果ガスの排出量」とする。同指標以外でも環境にポジティブな影響を与えるものかつ借入人の事業に関連する中核的かつ重要な項目で、野心性の判断や検証業務が可能であれば、KPI の候補として個別に検討する。

KPI は借入人だけでなく貸付人である群馬銀行でも客観的に確認できるよう、定量的に測定可能であることを条件としている。

② KPI の重要性

KPI で優先する「温室効果ガスの排出量」は地球温暖化緩和策において全ての企業が取り組むべきものであり、業種を問わず企業のサステナビリティに関係するものである。群馬銀行の中期経営計画の戦略とも合致する。KPI が脱炭素社会の実現に向けた項目以外が選ばれた場合でも、環境面から借入人のサステナビリティ向上につながる項目を条件としており、大企業以外の顧客であっても事業活動を通じて環境面でポジティブなインパクトをもたらすことを促すことを狙いとしている。本フレームワークで選定される KPI の重要性に問題はない。

借入人は群馬銀行の営業店と対話し事業との関連性を考慮しながら KPI を選定する。必要に応じて、本部のコンサルティング営業部の法人コンサルティング推進班が営業店をサポートする。営業店は『「ぐんぎん SLL」取扱チェックシート』を作成し、コンサルティング営業部の企画統括グループに回付する。法人コンサルティング推進班が営業推進の立場にあるのに対し、企画統括グループは営業に関する業務に関与せず、SLLP や GL・SLL ガイドラインに照らし、融資案件のサステナビリティ性を客観的に審査・判断する。企画統括グループは借入人の事業内容及びサステナビリティ戦略との関係性を踏まえ KPI の重要性等を確認し、子会社のぐんぎんコンサルティングにも意見を求める。クレジット評価を行う審査部は KPI の選定に関与しない。

KPI の重要性等の判断は第三者によるものではないが、企画統括グループは営業推進やクレジット判断とは異なる立ち位置であることや、KPI が「温室効果ガスの排出量」を優先に選定されることを踏まえると、SLLP や GL・SLL ガイドラインが KPI に求める趣旨に沿った形で KPI が選定されると考えられる。

(2) SPTs の設定

① SPTs の概要

SPTs は KPI に対応して設定された野心的かつ有意義で定量的に測定可能な目標を融資期間にわたって原則毎年設定する。借入人に対しては、自社の事業及びサステナビリティ目標と SPTs に関連性を持たせることを求めている。

② SPTsの野心性

SPTsの野心性は以下の3つの観点から判断される。

- A) 国際的な基準や国が定める目標との比較
- B) 業界団体や同業他社が設定する基準との比較
- C) 自社における過去3年以上の実績・推移との比較

SLLPではA)～C)の組み合わせに基づき野心性を判断しSPTsを設定すべきとしている。本フレームワークでは借入人の事業特性等によってA)～C)の1つの要素のみで野心性が判断されるケースがあり、その場合、SLLPが求める要件を完全には満たさない。ただ、A)～C)はSLLPが挙げる野心性判断の観点と合致しており、GL・SLLガイドラインがSLLに期待される基本的事項として挙げる「事前に設定するSPTsベンチマークに関連して借り手のサステナビリティの改善に結びつけられているべき」にも配慮し野心性を判断するとしている。以上を踏まえると、SPTsの野心性に関しては担保されると考えられる。

③ SPTsの達成手段と不確実性要素

KPIの選定及びSPTsの設定のプロセスを通じて、借入人のサステナビリティ目標と目標達成に向けた具体的取組みの意志及び計画を確認する。SPTs達成のための施策及びネガティブ要素を始めとする不確実性はこのプロセスを通じて洗い出すよう設計されている。

④ SPTsの妥当性

SPTsの設定はKPIの選定とあわせて、借入人と群馬銀行の営業店がディスカッションし、借入人の事業内容等を考慮しながら検討する。KPIの選定と同様、本部の法人コンサルティング推進班が営業店をサポートする。SPTsの妥当性は『ぐんぎんSLL』取扱チェックシートをもとにKPIの重要性とあわせて企画統括グループが判断する。この判断過程で審査部は関与しない。同チェックシートの内容はぐんぎんコンサルティングにも共有され、SPTsの野心性に問題がないか等意見を求める。企画統括グループはぐんぎんコンサルティングの意見結果を踏まえ、サステナビリティの最終評価を確定させる。

KPIの重要性と同様、SPTsの妥当性に関しても営業推進とは異なる立場にある企画統括グループが判断する設計で、子会社ながら別法人のぐんぎんコンサルティングもKPI及びSPTsの適切性を確認するプロセスを組み入れている。使用するチェックシートでは、野心性の判断のプロセス以外は主にSLLPがKPIの選定やSPTsの設定で求める要件を満たすことを求めている。ぐんぎんコンサルティングは群馬銀行の子会社であり、第三者性は限定的ではあるものの、以上を踏まえるとSLLPやGL・SLLガイドラインの趣旨に沿ったSPTsが設定される体制が整っていると考える。

(3) ローンの特徴

借入人のSPTs達成への動機付けとして、SPTsの達成状況を毎年確認し、達成時には金利を引き下げるインセンティブ設計となっている。本フレームワークでは達成時に引き下げた金利の累積有無や未達時の金利の引き上げ幅等は個別契約ごとに決定するとしているが、全体として借入人が目標達成を目指す意欲を高める内容で設定することを条件としている。インセンティブに関する内容(SPTs達成の判定時期、達成時の金利引き下げ幅及び金利適用時期等)は顧客と締結する金銭消費貸借契約書に関する特約書に明記される。

R&IはSPTs達成時のインセンティブが借り手のサステナビリティ・パフォーマンスの向上を促すという点で適切に設定され、SLLPやGL・SLLガイドラインが求める要件を満たすことを確認している。

(4) レポートニング

借入人はフレームワークでは債務の履行が完了するまでの間、原則年一回、融資実行にあたって締結した契約内容に基づき、SPTsの達成状況を所定の書式を用いて群馬銀行に報告する。報告にあたっては検証業務に必要なエビデンスやデータ等疎明資料も併せて提出する。レポートニング内容は原則外部公表を行わないが、借入人からの要望があればSPTsを達成したこと等を公表としている。

SLLPにおいて、借入人は少なくとも年一回貸付人がSPTsの達成状況のモニタリングを行う際に、その野心的な内容が保たれ借入人の事業と関連性があると判断するのに十分な最新状況を貸付人に提供すべきとしている。GL・SLLガイドラインも同内容を期待される基本的事項に挙げている。本フレームワークは借入人に対して、レポートニングの際にはエビデンスやデータ等群馬銀行がSPTsの達成状況等を確認できる材料を提出することを求めており、SLLPやGL・SLLガイドラインが求める要件を充たす。一方、GL・SLLガイドラインにおける「借入人が調達したファイナンスをSLLとして表明する場合、貸付人に対する報告事項を一般に開示すべき」という点は借入人の任意としている。ただ、本フレームワークによるローンは原則やガイドラインに適合した外部評価を取得したSLLではないことを群馬銀行から借入人に説明するとしており、GL・SLLガイドラインにおける一般開示を要件とはしない。

(5) 検証

借入人から受領したレポートニング内容はぐんぎんコンサルティングに共有され、同社が検証業務を行う。ぐんぎんコンサルティングはレポートニング報告時に借入人が提出するエビデンスやデータ等を使用して検証し、結果を書面にてコンサルティング営業部の企画統括グループに提出する。同グループは検証結果を確認後、金利変更の有無を判断し営業店にオペレーション実施を指示する。検証結果については原則外部公表を行わない。

フレームワークでは借入人に対し検証可能な資料の提出を求めており、SPTs達成に関する定量的な確認は群馬銀行が求める水準でなされるものと考えられる。ぐんぎんコンサルティングが検証を行うことで、検証結果について一定の客観性を持たせる内容になっている。一方、検証結果の情報開示に関しては、レポートニング同様に公表しないことから、SLLPが求める検証結果の公表に関する要求を充たしていないが、レポートニングと同様の整理ができる。

4. まとめ

評価対象の融資フレームワーク「ぐんぎんSLL」は主に群馬県を地盤とする地域の中堅・中小企業を対象に、持続可能な地域社会の実現に向け、取引先のサステナビリティ活動をファイナンスの面から推進・支援するものとして、規模や業種を問わず利用しやすい内容で設計されている。KPIの優先指標として採り上げる温室効果ガスの排出量は、借入人だけでなく、環境・社会の持続可能性に関わる項目として広く一般に取り組む課題であり、群馬銀行が掲げるパーパスや中期経営計画の戦略にも沿っている。

本フレームワークについて、R&IはSLLの5つの構成要素に対しSLLPやGL・SLLガイドラインが求める事項をどの程度充足するか確認した。SPTsの野心性判断のプロセスやレポートニング及び検証結果の情報公開の部分で、SLLPやGL・SLLガイドラインが求める要求水準を完全に満たさない部分が一部あるものの、KPIの選定、SPTsの設定及び野心性判断の観点、インセンティブ設計、レポートニングや検証内容に関する群馬銀行への報告義務、検証業務におけるぐんぎんコンサルティングの関与という点を踏まえると、全体として、本フレームワークはSLLPやGL・SLLガイドラインの趣旨に沿ったフレームワークの骨格や考え方、業務フローが設計されている。以上を踏まえ、R&Iは本フレームワークがSLLPやGL・SLLガイドラインに整合していると評価した。

以上

セカンドオピニオン商品は、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

セカンドオピニオンは、企業等が環境保全及び社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関または民間団体等が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対するR&Iの意見です。R&Iはセカンドオピニオンによって、適合性以外の事柄（債券発行がフレームワークに従っていること、資金調達の目的となるプロジェクトの実施状況等を含みます）について、何ら意見を表明するものではありません。また、セカンドオピニオンは資金調達の目的となるプロジェクトを実施することによる成果等を証明するものではなく、成果等について責任を負うものではありません。セカンドオピニオンは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。セカンドオピニオンは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&Iはセカンドオピニオンを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものではありません。R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、これらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報、セカンドオピニオンの意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やセカンドオピニオンの使用に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとします）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。セカンドオピニオンに関する一切の権利・利益（特許権、著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による許諾無く、評価方法の全部又は一部を自己使用の目的を超えて使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）し、又は使用する目的で保管することは禁止されています。

セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。

【専門性・第三者性】

R&Iは2016年にR&Iグリーンボンドアセスメント業務を開始して以来、多数の評価実績から得られた知見を蓄積しています。2017年からICMA（国際資本市場協会）に事務局を置くグリーンボンド原則／ソーシャルボンド原則にオブザーバーとして加入しています。2018年から環境省のグリーンボンド等の発行促進体制整備支援事業の発行支援者（外部レビュー部門）に登録しています。

R&Iの評価方法、評価実績等についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/esg/index.html>）に記載しています。

R&Iと資金調達者との間に利益相反が生じると考えられる資本関係及び人的関係はありません。